

「グループホームにおける消防法改正に係るアンケート」中間報告

2016.8.26

居住支援部会

1. 調査の目的

これまで 275 m²以下のグループホームにはスプリンクラーが必要なかったのが、消防法改正により規模に関係なく平成 30 年 4 月までに必要となり、吹田市内の多くのグループホームが苦境に立たされており、その改善策を検討する必要があります。その為、市内のグループホームの消防に関するアンケートを行い、状況把握と課題をまとめていきます。

2. 調査結果

- ①ホーム数 80 (定員 1 名 7 ホーム、2 名 22、3 名 15、4 名 17、5 名 9、6 名 6、10 名 1)
- ②入居者数 259 (区分 2 28 名、区分 3 57 名、区分 4 42 名、区分 5 49 名、区分 6 55 名)
- ③夜間支援員あり (2 対 1 12、3 対 1 13、4 対 1 28、5 対 1 4、宿直 4、無し 19)
- ④区分 4 が 8 割以上の 6 項ロ 33、区分 4 以上が 8 割未満の 6 項ハ 44、利用者無し 3
- ⑤寄宿舍扱い 8 その他 72
- ⑥物件が賃貸 75 自前購入・建設 5
- ⑦建物の構造 鉄筋・鉄骨 51 木造 19 わからない 10
- ⑧スプリンクラーがある 8 ない 72
- ⑨自動火災報知設備がある 71 ない 9
- ⑩消防署への通報装置を自火報設備に連動している 22 ない 58
- ⑪建物の形態 一戸建て 15 (3 階以上 6、100 m²以上 12)
 公営住宅 35 (1 階 9、2 階 6、3 階 6、4 階 2、5 階以上 9 階まで 12)
 マンション 21(100 m²以上 3) 文化・アパート 5 ビル 4 (100 m²以上 4)
- 今後、スプリンクラーの設置が必要 21 必要ない 55 わからない 4
- 国庫補助でのスプリンクラー工事を予定している 2

3 調査結果から見える課題

- 1) 80 ホーム中、スプリンクラーがあるホームが 8 か所だが、残りの 72 か所中
 「今後スプリンクラーの設置が必要」と「わからない」を回答のホームが 25 ある。
 そのうち 2 ホームは国庫補助予定だが、残りの 23 の方向性が課題。
- 2) 23 のホームのグループホームは、どこも対応策の見通しが立っていない。
 また、100 m²を超えるのが 10 ホーム。残りの 13 ホームは 100 m²以内の小規模なマンションや府営住宅のグループホーム。100 m²以内で、夜間支援者が常駐しており、早期の避難が可能であれば、『消防法施行令の 32 条』を適応しても良いのではないかと。
 吹田市消防署との話し合いで、適応できるグループホームを増やしていく必要がある。

資料5

- 3) それにも該当せずスプリンクラーの設置の必要なグループホームは、吹田市独自の補助が必要。
国庫補助の必要要件を満たせないホームや、建物の構造上、水道管直結式の工事が厳しく、パッケージ型の「スプリネクス・ミニ」を使うにしても、その条件が内装防炎化になっており、相当な費用が必要で、財政的に進められてないグループホームもある。必要なら、内装防炎化への補助もある方がよい。国庫補助は要件や書類が多すぎるので、吹田市での補助制度ではもっと簡易な資料とすることと、国庫補助は小規模のホームには不利な補助率なので、実際の経費の3/4補助が良い。
- 4) 自火報設置もまだのホームが9もあり、連動式へ変更していないホームも70%以上もある。
スプリンクラーの整備補助だけでなく、消防設備補助として広げていく必要があるのではないかと。